

第6章 生活する／犯罪に遭わないために

皆さんの国や地域では犯罪にならないことも日本では犯罪になってしまうことがあります。日本の法律やルールを理解して、安全に暮らしましょう。

6-1 在留カード

- 在留カードはいつも持っていなければいけません。
- 自分の在留資格で認められた活動を理解しましょう。資格外の活動をしてはいけません。



<http://www.clair.or.jp/tagengorev/eja/b/index.html>

(一般財団法人 自治体国際化協会)

在留カード
〈在留カード〉



- 在留カードのほか、パスポートも大切な身分証明書です。他の人に預けないで、自分でしっかり管理します。

6-2 マイナンバー

- マイナンバーは失くさないようにしてください。
- 個人の情報がわかる番号なので、簡単に他の人に教えてはいけません。
- マイナンバー制度ホームページ「外国人の方へ」



<https://www.cao.go.jp/bangouseido/foreigners/index.html>

(内閣府)

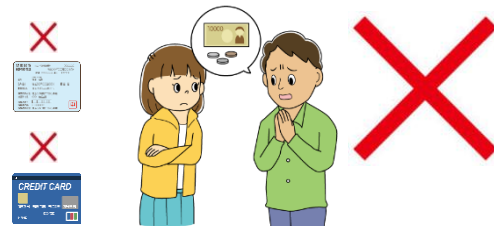
マイナンバー通知カード
〈マイナンバー通知カード〉



6-3 日本でやってはいけないこと



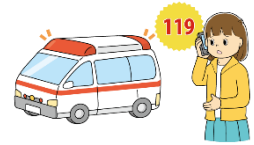
- ① 他人に自分名義(名前)の銀行口座を売り渡すことは法律違反です。



- ② 健康保険証やクレジットカードの貸し借りをしてはいけません。お金の貸し借りもしないようにしましょう。

6-5 交通事故にあったとき ⇒ TEL119番、110番

①ケガをした人がいるときは、救急車（119番）に電話をします。



②ケガをした人がいても、いなくても、警察（110番）に電話をします。



③警察の人が来るまで、交通事故があったところから、離れてはいけません。近くの安全な場所で待ちましょう。



④警察の人が来たら、「何が起こったか」を話し、確認をしてもらいます。

⑤日本では事故を起こした人と事故に遭った人との間に保険会社が入ります。

事故を起こした場合、多くのお金を払わなければならないかもしれません。

自転車保険や自動車保険などに入っておきましょう。



事故のときは、ケガをしていないと思っても、後でケガが分かることがあります。交通事故にあったら、一度病院に行きましょう。



6-6 落としものをしたとき、ものを盗られたとき

①近くにある警察や交番に行き、届け出をします。

②「クレジットカード」や「キャッシュカード」を失くしたら、すぐにカード会社に連絡をして、カードを止めてください。



<つかってみよう! にほんご>



ざいりゅうカード
在留カードをなくしてしまいました。どうしたらいいですか。



さいふ、おこま
財布を落として困っています。どうしたらいいですか。